

○ 福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年 10 月 20 日基金規程第 4 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分（様式の全部改正を除く））

改正後	改正前
<p>（補償具に関する事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項に規定する補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、<u>車椅子</u>、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器その他基金が必要と認める補装具とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>七 <u>車椅子</u>は、両下肢を失い、又はその用を全廃した者で義肢又は装具の使用を不相当とするものに対し、1 台を支給する。</p> <p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>一 障害補償年金の受給権者（総務省令別表第二に定める第 1 級から第 3 級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。以下次号並びに次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると基金が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）<u>第 15 条の 7</u> 第 1 項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。）を受ける者若しくは同法第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 2 に規定する職業訓練とする。次項第 4 号において同じ。）又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 5 に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第 4 号において同じ。）を受ける者（以下「在学</p>	<p>（補償具に関する事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項に規定する補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、<u>車いす</u>、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器その他基金が必要と認める補装具とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>七 <u>車いす</u>は、両下肢を失い、又はその用を全廃した者で義肢又は装具の使用を不相当とするものに対し、1 台を支給する。</p> <p>（奨学援護金の支給）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>一 障害補償年金の受給権者（総務省令別表第二に定める第 1 級から第 3 級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。以下次号並びに次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると基金が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）<u>第 15 条の 6</u> 第 1 項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。）を受ける者若しくは<u>職業能力開発促進法</u>第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 2 に規定する職業訓練とする。次項第 4 号において同じ。）又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 5 に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第 4 号において同じ。）を受け</p>

者等」という。)であって学資等の支弁が困難であると認められるもの

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 13,000 円

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 17,000 円

別記基金様式第 1 号

[注意事項]

7 (略)

(2) 次に掲げる者がアフターケアを申請する場合は、その実施を特に必要とする旨の医師の意見書

ア 脳血管疾患又は有機溶剤中毒等(一酸化炭素中毒を除く。)に由来する脳の器質性障害を有する者で総務省令別表第二に定める第 10 級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者

イ せき髄を損傷した者で総務省令別表第二に定める第 4 級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者

ウ 白内障等の眼疾病を有する者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者以外の者

エ 慢性の化膿性骨髄炎となった者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者以外の者

オ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者以外の者

カ 心・血管疾患にり患した者又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ者で総務省令別表第二に定める第 10 級以下の障害等級に該当する程

る者(以下「在学者等」という。)であって学資等の支弁が困難であると認められるもの

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 13,000 円

二 中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 16,000 円

別記基金様式第 1 号

[注意事項]

7 (略)

(2) せき髄を損傷した者で障害の程度が総務省令別表第二に定める第 4 級以下の障害等級に該当する者及び白内障、緑内障又は網膜はく離等の眼疾患を有する者で同表に定める程度の障害が存する者以外のものに係るアフターケアを申請する場合は、その実施を特に必要とする旨の医師の意見書

度の障害が存する者

キ 熱傷の傷病者で総務省令別表第二に定める第 14 級の障害等級に該当する程度の障害が存する者

ク 精神疾患等により患した者

別記基金様式第3号

別記基金様式第3号

消基発第 号
年 月 日

殿

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 印

奨学援護金決定通知書

下記のとおり奨学援護金の支給を決定したので通知します。

記				
消防団員又は消防団員	承認番号	事故年度	種別	住所
	— —	年度		
	氏名	性別	生年月日	
			年 月 日	

奨学援護金を 受ける者の氏名	(複数の場合は その代表者)	団員との続柄	支給開始年月
			年 月

在学者等の氏名	学校等の区分	学年	支給開始年月	支給終了(予定)年月	支給月額 改定事由	支給月額
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
支給月額合計						円
各期の支給額						円

備		考	
学校等の区分		改定事由	
1-0: 小学校	7-1: 大学・大学院	1: 月額改定	6: 支給停止
3-0: 中学校	7-2: 短期大学	2: 入学・入校	7: 支給停止解除
5-1: 高校(全日制)	7-3: 大学(通信教育・専攻科・別科)	3: 年金異動に伴う異動	8: 婚姻
5-2: 高校(定時制)	7-4: 高専(4~5学年)	4: 卒業・修了	9: 死亡
5-3: 高校(通信制・専攻科・別科)	7-5: 専修(専門課程)	5: 退学	10: その他
5-4: 高専(1~3学年)	7-6: 職業訓練施設(5-6を除くもの)		
5-5: 専修(高等・一般課程)	・職業訓練高等学校		
5-6: 職業訓練施設(第一類)			

別記基金様式第3号

別記基金様式第3号

消基発第 号
年 月 日

殿

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 印

奨学援護金決定通知書

下記のとおり奨学援護金の支給を決定したので通知します。

記				
消防団員又は消防団員	承認番号	支給年度	種別	住所
	— —	年度		
	氏名	性別	生年月日	
			年 月 日	

奨学援護金を 受ける者の氏名	(複数の場合は その代表者)	団員との関係	支給開始年月
			年 月

在学者等の氏名	学校等の区分	学年	支給開始年月	支給終了(予定)年月	支給月額 改定事項	支給月額
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
支給月額合計						円
各期の支給額						円

備		考	
学校等の区分		改定事由	
1-0: 小学校	7-1: 大学・大学院	1: 月額改定	6: 支給停止
3-0: 中学校	7-2: 短期大学	2: 入学・入校	7: 支給停止解除
5-1: 高校(全日制)	7-3: 大学(通信教育・専攻科・別科)	3: 年金異動に伴う異動	8: 婚姻
5-2: 高校(定時制)	7-4: 高専(4~5学年)	4: 卒業・修了	9: 死亡
5-3: 高校(通信制・専攻科・別科)	7-5: 専修(専門課程)	5: 退学	10: その他
5-4: 高専(1~3学年)	7-6: 職業訓練施設(5-6を除くもの)		
5-5: 専修(高等・一般課程)	・職業訓練高等学校		
5-6: 職業訓練施設(第一類)			

〔注意事項〕

- 1 奨学奨護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給するものであり、奨学奨護金決定通知を受けた後は、奨学奨護金請求書の提出を必要としない（4の各号に掲げる事由が生じたときを除く。）ものであること。
- 2 奨学奨護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、奨学奨護金定期報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
- 3 奨学奨護金の支給を受ける者は、〔(1)のアの(7)又はイの(7)の場合にあつては、その者の遺族〕は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、奨学奨護金に関する異動報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 奨学奨護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 奨学奨護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
(7) 死亡したとき。
(4) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき。
 - イ 奨学奨護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
(7) 死亡したとき。
(4) 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
(9) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
(2) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
(4) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
(8) 障害の事情がなくなったとき。
(3) (7)から(8)までの事由の一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、奨学奨護金に係る在学者等である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
(7) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかとなったとき。
(9) 在学者等に係る学資等の支弁が困難でなくなったとき。
 - (2) 奨学奨護金に係る在学者等について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 在学又は在校しなくなったとき。
 - イ 第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき。
 - ウ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
 - エ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
 - オ 離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - カ 高等専門学校の第4学年に進級したとき。
 - キ 奨学奨護金を支給することが適当でないと認められたことにより奨学奨護金が支給されなくなった在学者等について、その事情が消滅したとき。
- (3) 奨学奨護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は奨学奨護金に係る在学者等の氏名、住所、学校等の名称若しくは学校等の所在地に変更があったとき。
- 4 奨学奨護金の支給を受ける者について次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、新たに奨学奨護金請求書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 奨学奨護金に係る在学者等が進学したとき。
 - (2) 現に支給の事由とされている在学者等以外に新たに在学者等となった者があるとき。

〔注意事項〕

- 1 奨学奨護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給するものであり、奨学奨護金決定通知を受けた後は、奨学奨護金請求書の提出を必要としない（4の各号に掲げる事由が生じたときを除く。）ものであること。
- 2 奨学奨護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、奨学奨護金定期報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
- 3 奨学奨護金の支給を受ける者は、〔(1)のアの(7)又はイの(7)の場合にあつては、その者の遺族〕は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、奨学奨護金に関する異動報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 奨学奨護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 奨学奨護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
(7) 死亡したとき。
(4) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき。
 - イ 奨学奨護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
(7) 死亡したとき。
(4) 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
(9) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
(2) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
(4) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
(8) 障害の事情がなくなったとき。
(3) (7)から(8)までの事由の一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、奨学奨護金に係る在学者等である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
(7) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかとなったとき。
(9) 在学者等に係る学資等の支弁が困難でなくなったとき。
 - (2) 奨学奨護金に係る在学者等について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 在学又は在校しなくなったとき。
 - イ 第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき。
 - ウ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
 - エ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
 - オ 離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - カ 高等専門学校の第4学年に進級したとき。
 - キ 奨学奨護金を支給することが適当でないと認められたことにより奨学奨護金が支給されなくなった在学者等について、その事情が消滅したとき。
- (3) 奨学奨護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は奨学奨護金に係る在学者等の氏名、住所、学校等の名称若しくは学校等の所在地に変更があったとき。
- 4 奨学奨護金の支給を受ける者について次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、新たに奨学奨護金請求書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 奨学奨護金に係る在学者等が進学したとき。
 - (2) 現に支給の事由とされている在学者等以外に新たに在学者等となった者があるとき。

別記基金様式第 4 号

消基発第 号
年 月 日

殿

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 印

就労保育援護金決定通知書

下記のとおり就労保育援護金の支給を決定しましたので通知します。

消防団員又は水防団員	承認番号		事故年度	種別	住所
	—		年度		
	氏名		性別	生年月日	
				年 月 日	

就労保育援護金を受ける者の氏名	(複数の場合はその代表者)	団員との続柄	支給開始年月
			年 月

保 育 児 氏 名	年 齢	支給開始年月	支給終了(予定)年月	支給月額改定事由	支給月額
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
支給月額合計					円
各期の支給額					円

支給月額改定事由					
1: 月額改定	2: 死亡	3: 年金異動に伴う異動	4: 小学校入学	5: 保育所等への入所	6: その他
備			考		

別記基金様式第 4 号

消基発第 号
年 月 日

殿

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 印

就労保育援護金決定通知書

審査の結果、下記のとおり決定しましたので、御通知申し上げます。

消防団員又は水防団員	承認番号		支給年度	種別	住所
	—		年度	消防団員・水防団員	
	氏名(性別)		性別	生年月日	
				年 月 日	

支給対象者の氏名(団員との続柄)	支給開始改定年月
()	年 月

保 育 児 氏 名	年 齢	支給開始年月	支給終了(予定)年月	支給月額改定理由	月額
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
支給月額合計					円
各期の支給額					円

支給月額改定理由					
1: 月額改定	2: 死亡	3: 年金異動に伴う異動	4: 小学校入学	5: 保育所等への入所	6: その他
備			考		

[注意事項]

- 1 就労保育援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれ前月分までを支給するものであり、就労保育援護金決定通知を受けた後は、就労保育援護金請求書の提出を必要としない(現に支給の事由とされている保育児以外に新たに保育児となった者があるときを除く。)ものであること。
- 2 就労保育援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、就労保育援護金定期報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
- 3 就労保育援護金の支給を受ける者〔(1)のアの(7)又はイの(7)の場合にあつては、その者の遺族〕は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、就労保育援護金に関する異動報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 就労保育援護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 就労保育援護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - (7) 死亡したとき。
 - (4) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき。
 - イ 就労保育援護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
 - (7) 死亡したとき。
 - (4) 婚姻(内縁を含む。)をしたとき。
 - (9) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。
 - (5) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (4) 障害の事情がなくなったとき。
 - (8) (7)から(4)までの事由の一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、就労保育援護金に係る保育児である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
 - (3) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかになったとき。
 - (7) 保育に係る費用を援護する必要がなくなったとき。
- (2) 就労保育援護金に係る保育児について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 保育所等に預ける必要がなくなったとき。
 - イ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。
 - ウ 離縁によって、第11条第1項第2号に掲げる者又は同項第3号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
- (3) 就労保育援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は就労保育援護金に係る保育児の氏名、住所、保育所等の名称若しくは保育所等の所在地に変更があったとき。

[注意事項]

- 1 就労保育援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれ前月分までを支給するものであり、就労保育援護金決定通知を受けた後は、就労保育援護金請求書の提出を必要としない(現に支給の事由とされている保育児以外に新たに保育児となった者があるときを除く。)ものであること。
- 2 就労保育援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、就労保育援護金定期報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
- 3 就労保育援護金の支給を受ける者〔(1)のアの(7)又はイの(7)の場合にあつては、その者の遺族〕は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、就労保育援護金に関する異動報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 就労保育援護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 就労保育援護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - (7) 死亡したとき。
 - (4) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき。
 - イ 就労保育援護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
 - (7) 死亡したとき。
 - (4) 婚姻(内縁を含む。)をしたとき。
 - (9) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。
 - (5) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (4) 障害の事情がなくなったとき。
 - (8) (7)から(4)までの事由の一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、就労保育援護金に係る保育児である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
 - (3) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかになったとき。
 - (7) 保育に係る費用を援護する必要がなくなったとき。
- (2) 就労保育援護金に係る保育児について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 保育所等に預ける必要がなくなったとき。
 - イ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(内縁を含む。)となったとき。
 - ウ 離縁によって、第11条第1項第2号に掲げる者又は同項第3号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
- (3) 就労保育援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は就労保育援護金に係る保育児の氏名、住所、保育所等の名称若しくは保育所等の所在地に変更があったとき。

別記基金様式第 6 号

1 号紙

[注意事項]

4 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）
では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第 14 条第 20 号）。

2 号紙

[注意事項]

3 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）
では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第 14 条第 20 号）。

3 号紙

[注意事項]

3 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）
では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第 14 条第 20 号）。

別記基金様式第 12 号

[注意事項]

4 （略）

(1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在校を証明する書類

別記基金様式第 20 号

[注意事項]

3 （略）

(1) 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在校を証明する書類

別記基金様式第 6 号

1 号紙

[注意事項]

2 号紙

[注意事項]

3 号紙

[注意事項]

別記基金様式第 12 号

[注意事項]

4 （略）

(1) 在学者等（義務教育学校の在学者を除く。）の在学又は在校を証明する書類

別記基金様式第 20 号

[注意事項]

3 （略）

(1) 在学者等（義務教育学校の在学者を除く。）の在学又は在校を証明する書類